

# 令和8年度 第1回 八戸市地域公共交通会議

日時：令和8年4月30日（木）10時00分～

場所：長根屋内スケート場 多目的室

## 次 第

1 開 会

2 議 事

≪協議事項≫

(1) 是川コミュニティタクシー（予約型乗合タクシー運行について）[資料1](#)

(2) 令和8年度生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）  
の承認について [資料2](#)

3. 閉 会

### 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席構成員名簿
- ・ 席図
- ・ 資料1：是川コミュニティタクシー（予約型乗合タクシー運行について）
- ・ 資料2：令和8年度生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）  
の承認について
- ・ 八戸市地域公共交通会議設置要綱

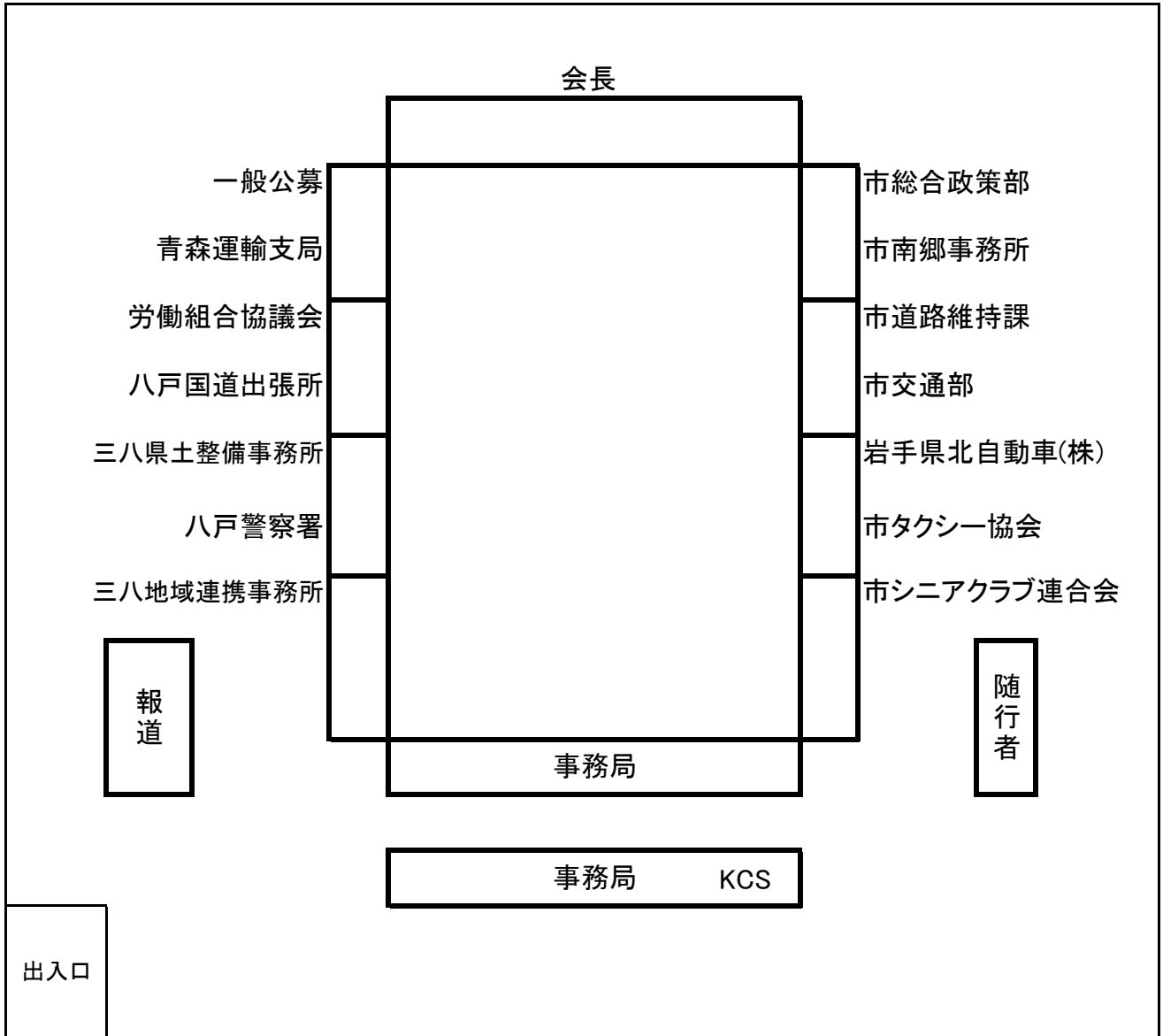
令和8年度 八戸市地域公共交通会議 構成員名簿

《構成員》

要綱(第3条)上の区分	役職名	氏名		備考
(1) 八戸市長が指名する職員	八戸市総合政策部次長	高森 大輔	出	
	八戸市総合政策部 南郷事務所長	寺沢 智幸	出	
(2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者	八戸市交通部 次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚	出	代理:交通部長 茨島 隆 随行:営業GL 関川 宏明
	岩手県北自動車株式会社 乗合事業部 南部支社分室長	佐藤 欽一	出	
	十和田観光電鉄株式会社 執行役員 乗合事業部長	佐藤 美仁	欠	
(3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者	公益社団法人青森県バス協会 専務理事	柳谷 英俊	欠	
(4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者	八戸市タクシー協会 事務局長	鈴木 一浩	出	
(5) 住民又は利用者の代表	八戸市シニアクラブ連合会 会長	上田 武男	出	
	八戸市社会福祉協議会 次長兼総務課長	高橋 幸治	欠	
	一般公募	兵藤 弘純	欠	
	一般公募	福田 匡彦	出	
(6) 国土交通省東北運輸局 青森運輸支局長が指名する職員	東北運輸局青森運輸支局 首席運輸企画専門官	小林 弘典	出	
(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者	青森県交通運輸産業 労働組合協議会 南部バス労働組合執行委員長	間山 正茂	出	
(8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者	国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長	佐々木 弘幸	出	
	青森県三八県土整備事務所 道路施設課長	内海 達也	出	
	八戸市建設部次長 兼道路維持課長	夏堀 賢二	出	
	青森県八戸警察署 交通官	白戸 一正	出	代理:交通課 規制係長 榊 浩治
	福島大学 教授	吉田 樹	出	
	青森県三八地域連携事務所長	野田 保	出	随行:主幹専門員 大山 健
(9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者	東日本旅客鉄道株式会社 八戸総括センター 副所長	鳥谷部 公治	欠	
	青い森鉄道株式会社 経営戦略部長	廣沼 高明	欠	
(10) 事務局	事務局長	小笠原 慶信	欠	
	事務局次長	相模 将喜	出	
	事務局員	千葉 明	出	
	事務局員	今 杏樹	出	
	事務局員	留目 亜美	出	
	事務局員	八木田 訓寿	出	

# 令和8年度 第1回八戸市地域公共交通会議

会場:長根屋内スケート場 多目的室



## 是川コミュニティタクシー (予約型乗合タクシー運行について)

### 1. 目的

令和8年4月の路線再編に伴い、路線バスの運行がない是川市民サービスセンター周辺について、新たに運行している「是川・田向線」の起終点となる是川縄文館に接続させる予約型の乗合タクシーを運行し、地域住民の移動手段を確保することを目的とする。

### 2. 事業内容

(1) 運行区域【※別添図参照】

是川地区

(2) 利用対象者

是川地区居住者等（誰でも利用を可能とする。）

(3) 運行事業者

ポストタクシー(株)

(4) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(5) 運行期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

(6) 運行日数

毎日運行（※前予約がある場合のみ運行）

(7) 運行時間【※詳細は別紙のとおり】

7:00～18:30

(8) 利用料金

1乗車 200円/人（一律）

乳児は無料

(9) 利用方法

利用者は、利用日前日の17時までに利用したい利用者情報（氏名・電話番号）、乗降場所、希望時間をタクシー事業者に電話予約する。



## 乗降場所の目安時間

### (平日) 是川縄文館行

是川団地	妻ノ神	是川市民 SC	館前	差波	田中	是川縄文館着	是川縄文館発 (バス)
7:00	7:07	7:09	7:12	7:16	7:18	7:20	7:24
8:00	8:07	8:09	8:12	8:16	8:18	8:20	8:25
9:00	9:07	9:09	9:12	9:16	9:18	9:20	9:25
10:55	11:02	11:04	11:07	11:11	11:13	11:15	11:20
12:45	12:52	12:54	12:57	13:01	13:03	13:05	13:10
15:00	15:07	15:09	15:12	15:16	15:18	15:20	15:25
16:00	16:27	16:29	16:32	16:36	16:38	16:40	16:45

### (土日祝) 是川縄文館行

是川団地	妻ノ神	是川市民 SC	館前	差波	田中	是川縄文館着	是川縄文館発 (バス)
9:00	9:07	9:09	9:12	9:16	9:18	9:20	9:25
10:55	11:02	11:04	11:07	11:11	11:13	11:15	11:20
13:00	13:07	13:09	13:12	13:16	13:18	13:20	13:25
15:20	15:27	15:29	15:32	15:36	15:38	15:40	15:45

### (平日) 是川団地方面行

是川縄文館着 (バス)	是川縄文館発	田中	差波	館前	是川市民 SC	妻ノ神	是川団地
9:19	9:20	9:23	9:25	9:30	9:32	9:35	9:40
10:26	10:27	10:30	10:32	10:37	10:39	10:42	10:47
11:41	11:42	11:45	11:47	11:52	11:54	11:57	12:02
13:20	13:22	13:25	13:27	13:32	13:34	13:37	13:42
14:41	14:42	14:45	14:47	14:52	14:54	14:57	15:02
17:50	17:52	17:55	17:57	18:02	18:04	18:07	18:12

### (土日祝) 是川団地方面行

是川縄文館着 (バス)	是川縄文館発	田中	差波	館前	是川市民 SC	妻ノ神	是川団地
9:19	9:20	9:23	9:25	9:30	9:32	9:35	9:40
10:26	10:27	10:30	10:32	10:37	10:39	10:42	10:47
11:46	11:47	11:50	11:52	11:57	11:59	12:02	12:07
13:41	13:42	13:45	13:47	13:52	13:54	13:57	14:02

令和8年度生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）  
の承認について

1. 概要

高齢者、障がい者をはじめ誰もが利用しやすい地域公共交通を進める上で、地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）を活用し、バリアフリー化に取り組むタクシー事業者を支援するため、八戸市福祉タクシー導入促進事業計画を策定する。

2. バリアフリー化に取り組む事業者（3事業者）

UD タクシー：興産タクシー2台、八戸タクシー1台、三八五交通7台

3. 実施主体

八戸市タクシー協会

4. 計画内容

別添「生活交通改善事業計画書」・・・P2～P6

令和8年4月20日

八戸市地域公共交通会議  
会長 吉田 樹 殿

八戸市タクシー協会  
会長 小笠原 修



生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)について(申出)

標記事業計画について、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、次の通り申出いたします。

1. 八戸市地域公共交通会議での協議を要する理由

国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業における補助制度を活用するにあたり、当該会議にて標記計画の協議・合意を受ける必要があるため。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 8 年 4 月 20 日

(名称) 八戸市タクシー協会  
(代表者名) 会長 小笠原 修



<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
八戸市福祉タクシー導入促進事業計画

<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
UD タクシー車両の導入は、高齢者・障害者等の移動困難者を含む全ての利用者が安心して利用できる交通環境を整備するために必要である。乗降性の向上、安全性の確保、観光需要への対応など、地域交通の利便性向上に寄与し、国のバリアフリー政策とも整合することから、本事業により導入を促進する事を目的とします。

<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>																																																										
<b>(1) 事業の目標</b>																																																										
<p>現在、八戸市内のタクシー事業者で、協会加入車両台数が 364 台あり、うち、福祉タクシー 18 台 UDタクシー48 台 計 66 台 (18.1%) のみである。</p> <p>福祉タクシーとUDタクシーの割合を 33%以上とすることを目標に、令和 8 年度以降、今後の動向を踏まえ令和 11 年度までに計 56 台を導入し、合計 122 台 (33.52%) を目指したい。</p> <p>(予定) 令和 8 年度：UDタクシー 10 台・令和 9 年度：UDタクシー 12 台 令和 10 年度：UDタクシー 13 台・令和 11 年度：UDタクシー 21 台 計 56 台 (想定) 令和 11 年度末の福祉タクシー及びUDタクシー車両台数 122 台 (33.52%)</p>																																																										
(内訳)																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>車両種別</th> <th>計</th> <th>導入事業者</th> <th>台数</th> <th></th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R8</td> <td rowspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td rowspan="2">10</td> <td>興産タクシー</td> <td>2</td> <td>ポストタクシー</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>八戸タクシー</td> <td>1</td> <td>三八五交通</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R9</td> <td rowspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td rowspan="2">12</td> <td>興産タクシー</td> <td>2</td> <td>ポストタクシー</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>八戸タクシー</td> <td>1</td> <td>三八五交通</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R10</td> <td rowspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td rowspan="2">13</td> <td>興産タクシー</td> <td>2</td> <td>ポストタクシー</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>八戸タクシー</td> <td>2</td> <td>三八五交通</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R11</td> <td rowspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td rowspan="2">21</td> <td>興産タクシー</td> <td>2</td> <td>ポストタクシー</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>八戸タクシー</td> <td>10</td> <td>三八五交通</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>56</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	車両種別	計	導入事業者	台数		台数	R8	ユニバーサルデザインタクシー	10	興産タクシー	2	ポストタクシー	0	八戸タクシー	1	三八五交通	7	R9	ユニバーサルデザインタクシー	12	興産タクシー	2	ポストタクシー	2	八戸タクシー	1	三八五交通	7	R10	ユニバーサルデザインタクシー	13	興産タクシー	2	ポストタクシー	2	八戸タクシー	2	三八五交通	7	R11	ユニバーサルデザインタクシー	21	興産タクシー	2	ポストタクシー	2	八戸タクシー	10	三八五交通	7	合計		56				
年度	車両種別	計	導入事業者	台数		台数																																																				
R8	ユニバーサルデザインタクシー	10	興産タクシー	2	ポストタクシー	0																																																				
			八戸タクシー	1	三八五交通	7																																																				
R9	ユニバーサルデザインタクシー	12	興産タクシー	2	ポストタクシー	2																																																				
			八戸タクシー	1	三八五交通	7																																																				
R10	ユニバーサルデザインタクシー	13	興産タクシー	2	ポストタクシー	2																																																				
			八戸タクシー	2	三八五交通	7																																																				
R11	ユニバーサルデザインタクシー	21	興産タクシー	2	ポストタクシー	2																																																				
			八戸タクシー	10	三八五交通	7																																																				
合計		56																																																								

## (2) 事業の効果

福祉タクシーの導入により、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、妊娠中の女性、子どもなどを含め誰もが利用しやすい移動手段の選択肢の一つとして、また、移動への負担が軽減されることから、公共交通利用者の増加に寄与する。また、高齢者など様々な方の社会的活動の参加の促進が期待できます。

さらに、UD タクシーは高齢者やお体の不自由な方ばかりではなく、観光等にも適している車両となっているため、観光客、ビジネス関係等の利用者の増加と利便性向上も期待できます。

## 4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

### (1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容) ※具体的に記載すること。

令和8年度：ユニバーサルデザインタクシー車両

有限会社興産タクシー	2	・ 八戸タクシー株式会社	1
ポストタクシー株式会社	0	・ 三八五交通株式会社	10

(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)  
法人、個人全事業者が適用：身体・知的 各1割引

## 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和8年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
(UDタクシー車両) 10台 35,000千円		6,000千円	千円	千円	29,000千円
	100.0%	17.1%	%	%	82.9%

令和9年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
(UDタクシー車両) 12台 42,000千円		7,200千円	千円	千円	34,800千円
	100.0%	17.1%	%	%	82.9%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載				
事業の名称	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月
福祉タクシー導入事業	UD車両 10台 ● 交付決定後着手 3月31日完了	UD車両 12台 ● 交付決定後着手 3月31日完了	UD車両 13台 ● 交付決定後着手 3月31日完了	UD車両 21台 ● 交付決定後着手 3月31日完了

7. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年4月30日：八戸市地域公共交通会議で事業内容について協議予定

8. 利用者等の意見の反映

9. 協議会メンバーの構成員	
会長	福島大学 教授 吉田 樹
国土交通省	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局 首席運輸企画専門官 小林 弘典 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長 佐々木 弘幸
関係都道府県	青森県 三八県土整備事務所 道路施設課長 内海 達也 青森県 三八地域連携事務所長 野田 保
関係市区町村	八戸市 総合政策部 次長 高森 大輔 八戸市 南郷事務所長 寺沢 智幸 八戸市 建設部次長兼道路維持課長 夏堀 賢二
交通事業者・交通施設管理者等	八戸市 交通部 次長兼運輸管理課長 鈴木 伸尚 岩手県北自動車株式会社 乗合事業部 南部支社分室長 佐藤 欽一 十和田観光電鉄株式会社 執行役員 乗合事業部長 佐藤 美仁 公益社団法人 青森県バス協会 専務理事 柳谷 英俊 八戸市タクシー協会 事務局長 鈴木 一浩 東日本旅客鉄道株式会社 八戸営業統括センター副所長 鳥谷部公治 青い森鉄道株式会社 経営戦略部長 廣沼 高明 青森県 八戸警察署 交通官 白戸 一正
その他協議会が必要と認める者	八戸市シニアクラブ連合会 会長 上田 武男 八戸市社会福祉協議会 次長兼総務課長 高橋 幸治 青森県交通運輸産業労働組合協議会 南部バス労働組合 執行委員長 間山 正茂
公募による選定	一般公募 兵藤 弘純 一般公募 福田 匡彦

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 八戸市城下四丁目 19 番 15 号

(所 属) 八戸市タクシー協会

(氏 名) 鈴木 一浩

(電 話) 0178-24-3335

(e-mail) [suzuki@miyagokotsu.jp](mailto:suzuki@miyagokotsu.jp)

# 八戸市地域公共交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## (協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市町村有償輸送の必要性及びその旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

## (会議の構成員)

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 八戸市長が指名する職員
- (2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- (8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者
- (9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

## (会長及び監事)

第4条 会議に会長及び監事を置き、八戸市長が前条各号に掲げる者の中から指名する。

- (1) 会長 1名
  - (2) 監事 2名
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

## (会議の運営)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会議の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 会議は、必要があるときは、会議の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。